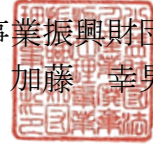


産財 30039 号
平成 30 年 11 月 22 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 様

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 加藤 幸男



「経営相談事業」立ち上げに係る会員募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊財団では、2021 年度より産業廃棄物処理業者のための会員制サポートサービス「経営相談事業（以下、「本事業」という）」を立ち上げることといたしました。

本事業は、産業廃棄物処理業に従事されている皆様が、日々直面する経営上の様々な課題・問題に対処し解決するため、リーズナブルな会費のみで各分野の専門家に相談することができる会員制サポートサービスを実施する予定であります（詳しくは、添付のリーフレットをご覧ください。）。

しかしながら、本事業の立ち上げには一定数の会員の確保が必要であり、弊財団といたしましては開始初年度の会員数を 300 社以上と見込み、会員の募集を開始する予定です。

つきましては、本事業の会員募集に全国産業資源循環連合会並びに貴連合会正会員協会のご協力を賜りたく、広く産業廃棄物処理業者に周知いただきますようお願いする次第です。

会員募集の期間については、2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月末日までとし、事業開始は 2021 年 4 月 1 日を予定しています。

なお、本事業開始後、貴連合会正会員協会所属の会員からの参加申込に応じ、各都道府県の当該正会員協会に事務手数料（10%を見込む）のお支払いを予定しております。

何卒ご協力の程よろしく申し上げます。

<問い合わせ先>

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
経営相談事業事務局 兼子・伊藤

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18

TEL 03-4355-0155 FAX 03-4355-0156

E-mail : kaneko@sanpainet.or.jp

ito@sanpainet.or.jp

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の

経営相談会

会員募集

産業廃棄物処理業者のための
会員制サポートサービス



●事業開始（予定）

事業の開始は、2021年4月1日を予定しています。

●会員募集期間

2019年4月1日～2021年3月31日の間、会員を募集します。
(募集開始)

*会費の納入は、事業開始後となります。

処理業者の皆さまの経営課題解決を多方面からサポート。
法律・財務・税務・人事・労務・金融・技術・IT…
各分野の専門家がしっかりアドバイス。

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の 経営相談会

産業廃棄物処理業に従事されている皆さまが、日々直面する経営上のさまざまな課題・問題に対処し解決するために、リーズナブルな会費のみで各分野の専門家に相談することができる、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団主催の会員制サポートサービスです。

- 会員対象 : 産業廃棄物処理業者の皆さま、
および今後、産業廃棄物処理業を始めようとお考えの皆さま
- 相談日時 : 毎週木曜日、金曜日 10:30 ~ 16:00
- 会場 : 当財団会議室 (別掲地図参照)
- 相談方法 : 面談、電話、メール、Skype 等
- 会費 : 10,000円/月

相談専門分野

◇ 法律全般 (特に、廃棄物処理法関連)

◇ 法律全般 (特に、事業承継関連)

◇ 人事・労務全般

◇ 財務・税務全般 (特に、事業承継関連)

◇ 金融全般

◇ 技術全般

◇ M & A

◇ AI、IoT

専門相談員紹介

法律



鈴木 道夫

弁護士／橋元綜合法律事務所

中央大学法学部卒。東京弁護士会所属。産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会委員長(現職)。最高裁判所司法研修所民事弁護教官、環境省アドバイザー(「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく実施計画案の審査に関する委嘱)等を歴任。



高橋 泰史

弁護士／虎門中央法律事務所 パートナー

一橋大学法学部卒。東京弁護士会登録。紛争処理や危機管理といった企業の有事における対応と、M&A等の取引案件に数多く関与。著作、セミナー・講演実績等多数。

人事・労務



西尾 宣昭

特定社会保険労務士／社会保険労務士法人伊藤人事労務研究所 副所長

中央大学法学部卒。人事院、大手建設機械メーカーを経て伊藤人事労務研究所所属。上場企業および上場企業子会社をはじめとするさまざまな企業の労務相談、人事制度構築を数多く手がけ、顧客の視点に立った論理的かつ実践的なアドバイスを得意とする。



増野 信二

社会保険労務士／社会保険労務士法人伊藤人事労務研究所 経営企画室長

早稲田大学法学部卒。大手損害保険会社を経て伊藤人事労務研究所所属。上場企業および上場企業子会社の顧問として相手の立場を理解した親身・丁寧な労務相談を続けている。

財務・税務



小場 貴之

公認会計士、税理士／銀座税理士法人 代表

法政大学経営学部卒。青山監査法人(現PWCあらた有限責任監査法人)に入社。その後銀座税理士法人設立に伴い移籍。現在、同代表社員。日本公認会計士協会東京会中央会会長。



山下 新介

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 業務部長

東京大学経済学部卒。三井銀行(現三井住友銀行)入行。大阪北支店副支店長、新宿新都心支店長を歴任し、大企業、中堅・中小企業向け各担当審査部に従事した後、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団業務部長に就任、現在に至る。

技術



河邊 安男

技術士／(一財)日本環境衛生センター 技術顧問

明治大学工学部卒。(一財)日本環境衛生センターで理事、環境事業本部部長を務め、退所後の現在は同センター技術顧問。栃木県、山形県、石川県各廃棄物処理施設審査会委員長を歴任。



藤原 周史

技術士／(一財)日本環境衛生センター 東日本支局 環境事業本部 環境事業第三部 部長

北里大学衛生学部卒。同センターで、都道府県・政令市等で行われる廃棄物処理施設建設に関する専門委員会の委員を歴任(富山県、埼玉県、富山市他)。埼玉大学工学部非常勤講師。

M&A



佐藤 憲

公認会計士試験合格／(株)エスネットワークス

大阪大学経済学部卒。同社入社後、顧客の東証マザーズ上場をサポート。その後のM&A事業部立ち上げ以来一貫して中小企業のM&A支援に携わる。主な専門分野はIPO、M&A、ファイナンス、経営企画全般。



門田 進一郎

アマゾン ウェブ サービス ジャパン(株) ストラテジック アカウントマネージャー


日本電信電話(NTT)入社。国内・海外ネットワークやクラウドサービスを展開するNTTコミュニケーションズで法人向け事業の技術分野からサービス企画開発、営業までを横断的に経験。現職ではIoTを中心とするAWSソリューションを日本の中堅・中小のスタートアップ企業に推進している。

AI、IoT

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の

経営相談会

《会場》

 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 内 会議室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1-18
ヒューリック虎ノ門ビル10階

Tel.03(4355)0155 Fax.03(4355)0156

URL <http://www.sanpainet.or.jp>



最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分
東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩5分
都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分
JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分

入 会 申 込 書

公益財団法人

産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 加 藤 幸 男 殿

この度弊社は、貴財団の経営相談事業の趣旨に賛同し
会員規約第3条第一項に基づき入会を申し込みいたします。

20・・・年・・・月・・・日

住所

会社名

代表者名・印

事務手続きのお願い

お手数ですが、

1. ご紹介先の団体名をご記入下さい。

紹介者先⇒

2. 貴社のご担当者名とメールアドレス、電話番号をご記入下さい。

ご担当者名とアドレス⇒

電話番号 ⇒

本書の送付先：「(公財)産業廃棄物処理事業振興財団」宛

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

以 上

会員規約

第1条（目的）

この規約は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「本財団」という。）が産業廃棄物処理業者を対象に行う経営相談事業（以下「本事業」という。）の会員及び会費等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

第2条（会員）

本財団定款（以下「定款」という。）第3条に定める本財団の目的と本事業の趣旨に賛同し、本規約第3条に定める入会手続を経て承認された法人を会員とする。ただし、初年度の会員が300社を超えない場合、本財団は、本事業を行わないことがある。また、会員が300社以下となった場合、本財団は、本事業を中止することがある。

第3条（入会）

入会希望者は、「入会申込書」に所要事項を記入のうえ、本財団の理事長に提出することにより、入会を申込みことができる。

2 前項の申込があったとき、理事長は、第4条の規定に従い審査を行い、入会の承認・不承認を入会希望者に対し通知する。

3 入会希望者は、前項の入会の承認の通知を受けることにより、会員資格が付与される。

第4条（承認の基準）

次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本財団の目的に賛同していないとき
- (2) 本事業の趣旨に賛同していないとき
- (3) 入会申込書の記載事項に虚偽記載があるとき
- (4) 入会希望者の事業が廃棄物処理法その他の法令に違反するとき、又は著しく社会規範に反するとき、また、そのおそれがあると理事長が判断したとき
- (5) その他、理事長が会員として不適当と認めたとき

第5条（会費の納入）

会員は、本財団が別途通知する会費を支払うものとする。なお、会費は、会員資格を得てその資格を継続するための費用であって、本財団が本事業により提供するサービスの対価としての性格を有するものではない。

2 会費は月額制とし、毎月末日限り当月分を預金口座からの自動振替の方法により支払うものとする。

3 月の途中で入会する場合、当該月の会費については、会費資格が付与された日にかかわらず、当該月の会費全額を納入する。

第6条（変更の届出）

会員は、本財団への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「届出事項変更

届」を理事長に提出しなければならない。

2 会員が前項の届出書を提出しなかったことにより不利益を被った場合、本財団はその責任を負わないものとする。

第7条（サービス）

会員は、次の(1)号に定める経営相談業務に関するサービスを受けることができるほか、本財団が(2)号以下に定めるサービスを提供した場合には、当該サービスを優先して利用することができる（本財団は、(2)号以下に定めるサービスの提供を確約するものではない。）。ただし、本財団は、相談を受ける専門家の守秘義務により、(1)号の経営相談業務の具体的内容には一切関知することはせず、会員と専門家との経営相談を設定することをサービスの目的とする。なお、会員が経営相談後に専門家との間で契約に基づき別途当該案件につき委任することを妨げないが、本財団は、これに関し一切責任を負わない。

- (1) 甲が設定する専門家による経営相談業務
- (2) 甲が設定するセミナー
- (3) ビジネス相談
- (4) 大手企業等とのビジネスマッチング
- (5) 各種交流会
- (6) 施設見学会
- (7) 各種研究会活動
- (8) 各種情報提供
- (9) その他各種事業

第8条（退会）

会員が本事業を退会しようとするときは、「退会届」を理事長に提出しなければならない。

- 2 会費を指定された期限から3か月以上納めないときは、退会したものとみなす。
- 3 途中退会であっても、納入済みの会費は返還しない。
- 4 途中退会であっても会費が納入されている場合は、当該年度末まで会員としての権利を有するものとする。

第9条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 本財団が解散したとき
 - (2) 会員が法人格を喪失したとき又は産業廃棄物処理法に基づく許可を喪失したとき
- 2 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない

第10条（除名）

理事長は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 本財団の名誉を著しく傷つける行為又は会員としての品位を損なう行為があった

とき

- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (3) 本規約に違反したとき
 - (4) その他、会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき
- 2 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの会費は返還しない。

第 11 条（会員資格の継続）

会員の有効期間の末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

第 12 条（著作権）

本財団によって提供される情報の著作権は、すべて本財団に帰属する。

- 2 本財団によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

第 13 条（免責及び損害賠償）

会員は、本事業の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員また第三者が損害を被った場合であっても、本財団は一切責任を負わないものとする（第 7 条記載のとおり、本財団は、経営相談業務の具体的内容には一切関知することができないため、本項記載の資料、情報等には、会員が経営相談を受けることにより得た専門的アドバイス等の一切を含む。）。

- 2 会員が、本規約及びその他法令等に違反する行為によって、本財団に損害を与えた場合には、本財団は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。
3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第 14 条（本会員規約の追加・変更）

本財団は、理事会の決議により、本規約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 変更された本規約は、本財団の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。